

## 第4回「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」議事録要旨

### 1 開催日時

平成15年11月12日(水) 15:30～17:00

### 2 場所

福岡市役所議会棟7階第1応接室

### 3 議題

#### (1) 開会

(2) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

#### (3) 閉会

### 4 出席委員

信友副会長，安立委員，稲舛委員，犬山委員，内田委員，大原委員，川口委員，中山委員，浜田委員，平畑委員，藤原委員，森田委員，山浦委員，吉田(順)委員，脇園委員

### 5 傍聴者数

4人

### 6 議事概要

(1) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

事務局より，資料に基づき説明。

#### (2) 意見交換

(副会長) 逐次，戻りながら議論を進めていくこととするが，まず，『目的』の部分で意見はないか。

(委員) 大学の知識・情報は広く社会に役立てなければならないし，実際の活動の中でも活用しているので，条例から「教育機関」は落とさない方がいいと思う。また，「市民と行政の共働」という表現だと，市民公益活動団体間での共働が含まれないような気がする。

(委員) 確かに，「教育機関」全体を対象にするのは大変な部分もあるかもしれないが，大学が持つ公益活動に関する情報はぜひ活用していかなければならない。「教育機関」に代わるいい表現があればいいのだが。

(副会長) 提言や新・基本計画の中に，「大学」という言葉が入っているのは，大学と地域とのつながりが弱いからだと思う。

今回，『定義』において，「教育機関」の部分が全て削除されているが，「大学」だけでも残した方がいいのだろうか。

- (委員) 小・中学校の施設は共働の場となるわけだし、子どもたちだけでなく、家庭まで巻き込んだまちづくりの必要性を先生にも自覚してもらえると助かるが。
- (委員) 今回、九州大学に社会連携推進室が設けられ、県や周辺市町に加え、教育委員会もメンバーに入ったが、それは、九州大学が社会貢献活動に取り組もうとしたときに、企業や公益活動団体とのつながりはあっても、実際に教育を受け持っている先生たちとの連携がもっと必要だったからである。例えば、大学の教員が持っている知識と、小・中学校の先生が持っている知識を相互にぶつけながら、社会の団体と連携を図ることも考えられるので、大学だけを条例の対象とするのはいかがかと思う。また、南区役所においては、小学校の活動と連携して様々な活動を行っているところであり、自治会とも近い小・中学校を条例からはずすのはいかがか。
- (副会長) 高校でも出始めているようだ。
- (委員) 前年度まで、PTAの会長をしていたが、小学校の集まりがある場合には、必ず地域連携という形での意見交換が活発に行われていた。学校側の指導などについても、各学校に聞いてみたところ、学校・家庭・地域が一体となつての連携強化という中で、相互に協力し合っているということであった。糸島地域においては、PTAだけでなく、PTACというコミュニティまで含めた形での造語で作ったりしている。学校側が地域に求める場合もあるし、地域が学校側に求める場合もあるので、相互に協力し合えるという関係からすれば、小・中学校も条例の対象とすべきではないか。ただ、前回意見のあった、学校の組織までも含まれてしまうのではという件については、微妙な問題があるかも知れないが。
- (副会長) PTAと地域は、教育の外において流れがあり、また、大学、高校、小・中学校の教師間の連携による社会貢献という教育の中での流れもある。そういう意味では「教育機関等」が正しいと思う。大学が、地域に根付くようなボランティア活動を定期的に行うことは可能か。
- (委員) 大学でも、一般市民向けの講演を開催したり、研究の成果を社会に還元していくという流れがだんだんできてきている。もともと、大学の教員は、小・中・高校の先生に比べると時間的にも社会貢献活動をしやすい状況にあるのではないか。全体的にみると、教育は学校に来る人間だけに情報を提供するのではなく、幅広く社会の一員として貢献しなければならないという流れにあることは間違いない。教育機関を、小・中・高校、大学に限定するという発想自体、教育の意味を非常に狭くするのではないかと思う。様々な社会教育機関もたくさんあるので、広い意味での教育機関とすれば共働しやすいのではないか。
- (委員) 教育というのは、何も教室だけで教えるのではなく、地域でも子どもたちに対して、生きた言葉で、体験をもとに一緒に学んでいくということだと思う。そのためには、我々自身がまず楽しんでやる必要があり、そうすればその姿を見て子どもも学んでいくのでは。また、上の者が下の者に教えてもいいし、その逆でもいいし、誰が教えても構わないという考えで定義づけをすればいいのでは。先ほど、

P T A Cという言葉が出たが、基本的には、保護者と学校が鉄アレイのような形の関係を結んだときに、それを取り巻くのが地域だと考えているので、今までのような三位一体だけを考えなくてもいいのではないかと。また、大学生が高校へ、高校生が中学校へ出前教育に行っている例もあるので、杓子定規にとられる必要もないと思う。

(委員) 小・中・高等学校が地域との関わりの中で学んでいくという方向にあるというのは当然だと思うが、あくまでも、教育機関として子どもたちをどう育てるのかという観点からの地域との関わりであって、それを小・中学校からまちづくりをするということで、役割を持たせていくというのは、教育基本法の中身や教育機関の役割という点からすると、逸脱する危険性があるのではないかと思う。特に、学校の先生がそういう役割を担っていくことになると思うが、現状からすればパンクするのではないかと。子どもたちに対して教育をするという点からしても、いろいろな条件面からしても、無理があるのではないかと。

(副会長) 教員が地域に貢献しなさいという強制の話ではなく、もっと、まちが学校に関わりなさい、学校間で関わりがあって地域に貢献できるのではないかとというような曖昧な期待であるが、具体的な行動も起こっているという意見である。うまく一つの文章になるように相当工夫が必要であるが、教育機関に関する規定は復活させたい。では、次に『基本理念』について、意見はないか。

(委員) (1)～(4)の順番については、前回よりもすっきりした感じがするが、(1)～(3)については、アクションに移る前の理解の面だけでしかなく、くどいような気がするし、くどい割には、(4)にどうつながっていくのかが見えにくい感じがする。他都市の条例を見ると、理解し合って共働するための「支援」という言葉がどこかの部分で入っているが、それと比較して、福岡市の場合は、新・基本計画においても、共働できる条件づくりの部分には、情報・理解・尊重だけしかなく、いきなり共働という展開になっている。支援という言葉を入れるかどうかは、微妙なところであるが、情報を共有し、理解し合い、尊重し合うことが一番の前提であり、そのうえで、お互いが共働できる条件づくりという意味での支援の方向性があった方がいいのではないかと。そして、(4)の共働によって解決に取り組むという流れにつながって、まちをつくっていくという方向性ができると思うが。

(委員) 支援も必要だと思うが、一緒に参画するという言葉も文章の初めの部分に入れるべきだと思う。

(委員) 市民公益活動団体、例えば、自治連合会とかの地域活動においても、自らが克服しなければならない課題がたくさんあるので、条例の中で支援という言葉を入れることには多少疑問がある。

(副会長) 支援という言葉が入るとまた元に戻るのではないかと懸念があるとの意見だが、他に意見はないか。

(委員) 市民公益活動とは、(4)にあるような「地域の課題解決」だけではないと思う。目的達成型の市民公益活動を押しつけているという印象であり、どの部分に支援

が働くのだろうかという気がする。

(副会長) 提言の中には「必要に応じた支援」という上手な表現もある。

(委員) 「支援」という言葉は、『市の施策』の中に入れてもいいのではないか。

(副会長) ということは、既に『基本理念』の中に糸口となるような表現があるということになると思うが。

(委員) 「共働」ということを広く考えれば、市が「共働」する場合には、結果として「支援」という形になるのでは。

(副会長) 事務局はどう思うか。

(事務局) 先ほど、『市の施策』に言及した意見があったが、『市の責務』の中には、施策の責務と施策の実施に当たっての公正性・透明性の確保というくだりがあり、これが「支援」と重なり合うのではないかと思う。

(副会長) ということは、施策の実施の中に「支援」が含まれるということか。

(事務局) 必要な施策の中に含まれると思う。

(副会長) 「必要に応じた支援」という表現だと柔らかいが、「施策の実施」となると堅い気もする。いずれにしても、「支援」という言葉は、『基本理念』に入れなくて、『市の責務』の中で取り組んでいくということでもいいのか。

(委員) 相互に参加・参画し合うということと、そのための糸口がないことには、『基本理念』でいう「活性化と共働によるまちづくり」のための条例はできないのではないか。それなのに、これが暗黙のうちに組まれているという形にするのなら、何か新しく起こす力がこの条例にはなく、既にあるのではないかという話になっていくのでは。せっかく新しいものを作るのであれば、活性化して、共働して、作っていくというものを見い出していく力について、『基本理念』で言及する必要があると思う。放っておいたら活性化しないかも知れないし、共働しないかも知れないし、あるいは新しいものができないかも知れないので、条例を作って、市に対して責務を課し、市民や市民公益活動団体に対しての自覚や責任を促そうとしているのであるから、一番最初の『基本理念』の部分で表現したい。

(委員) 「支援」という時には、市だけが主体となるのではなく、事業者も市を支援することになると思う。他都市の条例にあるように、「パートナーであることを認識するとともに、互いに協力し、支援し合う」という感じの表現になるのではないか。

(委員) 確かに、一方的に市が支援するという形ではなくて、互いに刺激し合い、支援し合うことにより、活性化し、共働によるまちづくりが実現するという表現がいいような気がする。

(副会長) それでは、「支援」については、『市の責務』ではなく『基本理念』の前文の部分で、出された意見を踏まえ表現したい。

(委員) 相互に支援し合うというのが前面に出るような表現にして欲しい。

(委員) 「支援」という言葉は、どうしても上から下へというイメージがある。「共働」の定義の中には、「知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして」という表現があるが、支援し合うというよりも、力をあわせて一緒にやるという表現の方がいいの

ではないか。

(副会長) これだけ見事に福岡市独自の理念を作ったにもかかわらず、活かしていないという趣旨の意見だと思うがいかがか。

(委員) 「相互に」の方にむしろアクセントがあるわけであり、相互に力を出し合うとか、市民公益活動団体同士で交流し合い、刺激し合うというようなイメージで捉えたい。

(副会長) 「共働」の定義に係る表現を活かした形で、理念の中に福岡市らしさが前面に出るよう表現を工夫したい。

(委員) (2)の「それぞれの立場や役割を理解し合うこと」については、そればかりを強調しすぎても、実際に共働する時は、相手の部分まで踏み込むことになると思うが。

(委員) (4)の「課題解決」という言葉はそのまま残しながらも、活性化にも取り組むといったような、もっと広いイメージで表現して欲しい。

(副会長) 一緒に共鳴し合うとか、つらさを出し合って乗り越えるといったことを含めて表現しないと、課題解決だけでは、かえって弱くなってしまう恐れがあるので、工夫が必要である。

次に、『市民の役割』について意見をお願いしたい。

(委員) 「主体」という言葉が落ちてしまったが、ぜひ残して欲しい。

(委員) 「自ら進んで」より「主体的に」の方がいいのではないか。市民公益活動は様々であり、「自ら進んで」だと全部に参加しなければならないが、「主体的」だとどれに参加してもいいということになる。全体的な表現として、ここも説教っぽい印象である。

(副会長) 他都市の条例で参考になるようなものはないか。

(委員) どこも同じような表現で、説教っぽい気がする。

(委員) 条例の書き方が「である」のため、説教っぽくなるのでは。この条例は、市民との共働を目的としているので、例えば「です・ます」調に変えてみてはどうか。

(副会長) 「です・ます」調に変えることは可能なのか。

(委員) いくつかの自治体では、既に「です・ます」調で条例を作っているところもある。

(委員) 可能だと思う。

(副会長) 事務局としての意見はどうか。

(事務局) 自治体によっても様々であるし、可能だと思う。しかし、同じ自治体の中でも一つの条例が独立している訳ではなく、内部的な法令審査の観点からも、この条例だけを「です・ます」調にできるとは言い難い。

(副会長) 行政技術上無理だとしても、この検討委員会の答申としては、「です・ます」調で表現するという方針としたい。

(委員) どうせなら、小学五年生とか、担い手にもわかるような表現の工夫もお願いしたい。

(副会長) 中学校の新聞部員に意見を求めた時に、たくさんの意見が出るようであれば、市民の誰が読んでもわかると思うので、そのような工夫も必要である。

次に、『市民公益活動団体の役割』について、意見ををお願いしたい。

(委員) 前の文章にも出てくるが、(3)の部分にも、あえて「市民公益活動団体間における共働を積極的に図る」というような言葉を入れた方がいいと思う。

(副会長) 確かに、そのような言葉を入れた方がいいかも知れないと思うので、工夫したい。

次に、『事業者の役割』について、「教育機関等」は、いったん削除したが、復活するというのでいいか。よければ、次に、『市の責務』について、意見ををお願いしたい。

(委員) (2)については、「公正性・透明性を確保しながら」という部分は、少し抽象的な表現ではないか。他都市の例を見ると、もう少し踏み込んで書いてあるような気がする。『市民公益活動団体の役割』の部分にも同じような表現はあるが。

(委員) (3)については、「職員一人ひとりの意識向上を図る」という表現があるが、積極的に推進するという姿勢も表現して欲しい。

(委員) (3)については、「一人ひとりが主体的に」というようにした方がいいのでは。

(副会長) 職員も市民と同じように、夢を持って語るという意識を持てるようにという趣旨だと思うが、「主体的」というのはなじまないで、「顔が見えるように、主観的に、生々しく、市民公益活動団体と語りなさい」というような趣旨で表現したい。

次に、『市の施策』について、意見ををお願いしたい。

(委員) (4)の「支援の拠点となる機能の充実」という表現は、日本語としておかしいのでは。「支援の拠点としての施設の機能充実」がいいのでは。

(委員) (5)で、財政上の措置について触れているが、これは、未来永劫に続くものではなく、コミュニティが自律できるまでの措置であるというような趣旨を入れて欲しい。

(委員) 「支援の拠点となる機能の充実」という部分について、拠点として具体的に想定しているのは、区役所や公民館のようであるが、公民館は、もともと社会教育施設であり、現状では、人の配置の問題も含めて大変だという声が公民館の職員からあがっているのではないか。現場の意向も聞いていかなければ、間違える危険性も出てくると思う。また、財政上の措置についても、必要なことについては、市がきちんとするのが当然であって、自律経営ということで、本来的に市がやるべき事を自治組織などに肩代わりさせるようなことではいけないと思う。したがって、「財政上の措置を講じるよう努めるものとする」よりは「財政上の措置を講じなければならぬ」というような義務規定にすべきだと思う。

(委員) 「財政措置を講ずるものとする」としたうえで、他都市のように、「既得権とすることはできない」というような表現を加えてはどうか。

(委員) その意見に賛成である。「必要な財政上の措置」の「必要な」には、いろんな意味が込められているのだと思うが、微妙な部分もあり、他都市のような表現がい

いのではないかと思う。逆に、財政上の支援が不要だということがでてくるのが、この条例の特色ではないか。

(副会長)「既得権」が、5年なのか10年なのかという問題もあるかも知れないが、財政措置に関しては、3年ないし5年程度の中期計画を作っておかなければ、既得権化する恐れもある。「必要な」にもっといろんな意味を込めて文章を書いた方がいいのか、あるいは、議論されたことは議事録に残るわけだから、それを活かしてもらって条例を運用してもらった方がいいか。

(委員)他都市のように、「既得権化」という表現まで踏む込む必要はないと思うが、コミュニティが財政支援を受ける際には、できるだけ短期間で自律できるような構えを持っておく必要があると思う。

(副会長)「必要な」という言葉には、意味が込められているということで運用して欲しい。

次に、『附属機関の設置』について、意見ををお願いしたい。

(委員)最初に「市長の諮問に応じ」とあるが、市長の諮問がなければやれないのかということになる。諮問がなくても、積極的に意見を出してもいいのでは。他都市の条例では、市長の諮問に応じるだけでなく、「調査審議し、市長等の執行機関に意見を述べることができる」となっている。

(事務局)諮問機関としての役割をわかりやすく表現できるよう工夫する。

(副会長)他に意見はないか。なければ、もう一度最初から通して、気になる部分等があれば意見ををお願いしたい。

例えば、市民と行政の共働だけでなく、市民公益活動団体間相互の参画もあるのではという先ほどの意見からすれば、『目的』の部分では、「市民公益活動の活性化を図り」を「市民公益活動を相互に活性化し」としてはどうか。

(委員)自治組織とNPO・ボランティア相互の活性化が必要ということからすれば、「市民公益活動相互の活性化」では、その一つ一つは活性化しないとも受け取れる恐れがあるのではないか。全体も活性化し、市民公益活動団体も活性化し、自治組織とNPO・ボランティアも相互に活性化するということを表現できればいいのだが。

(委員)「活性化を相互に図り」とすればいいのでは。

(副会長)では、委員会としては、「活性化を相互に図り」としたい。

(委員)先ほどの「教育機関」については、どういう方向になるのか。

(副会長)復活させる方向である。教育機関同士が連携しながら、まちづくりにも関わり、まちも教育に関わるというような相互関係を表現できればいいが。

(委員)それについては、異論がある。先ほども述べたが、さらに負担を負わせるのかという懸念がある。新・基本計画や提言においても、「大学」という表現はあるが、「教育機関」という表現はない。引き続き検討してもらわなければ、現場の意向がない中で条例をつくると様々な形で問題が出てくるのでは。

(副会長)難しい課題だと思うが、事務局は、どのような表現がいいのか検討して欲しい。

い。本来は自発的なボランティア活動が原点になっているのに、「すべきである」というイメージにならないよう、表現を工夫するということでもいいか。

(委員)了解。

(委員)『目的』の部分についてだが、どうしても堅い印象を受けるので、提言の「より多くの市民の参加による」という表現を参考に、「より多くの市民の参加を得て、自治会・町内会等の自治組織」としてはどうか。

(副会長)事務局は、本日出された意見を参考に、案文の整理をして欲しい。

それでは、本日の検討委員会については、ここまでとしたい。次回の日程について、事務局より説明を。

(事務局)前回、予備的に第5回目の日程を12月1日と伝えていたが、日程調整が見つからないので、年末年始を挟んで少し先になるが、1月中旬頃をめどに延期させて欲しい。詳細は、後日改めて、調整させて欲しい。

(副会長)それでは、これで終了する。